

The page features a decorative graphic consisting of three overlapping blue circles of varying sizes, arranged in a vertical line. Two thin blue lines intersect at the top left, forming a large triangular shape that frames the circles. The circles are composed of concentric layers of different shades of blue, creating a 3D effect.

職場ルールブック

〇〇〇のすべての職員が気持ちよく働けるように、ルールを守って快適な職場環境を作っていきましょう。

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 〇〇〇クリニックの基本理念 | 2 |
| 〇〇〇クリニックの職員に求められる行動 | 3 |
| 勤務時間に関するルール | 5 |
| 休日に関するルール | 7 |
| 有給休暇に関するルール | 7 |
| 残業に関するルール | 9 |
| 社会保険制度について | 11 |
| 出産・育児に関すること | 13 |
| 仕事以外で病気やケガをしたら？ | 15 |
| 退職に関すること | 16 |
| 給料に関すること | 18 |
| 退職金制度 | 19 |
| パワハラ・セクハラのない職場 | 20 |
| 禁止事項について | 22 |
| 健康管理に関すること | 23 |
| 互助会制度及び福利厚生について | 24 |
| こんな時どうする？ Q&A | 25 |

勤務時間に関するルール

皆さんの勤務時間は、原則として次のとおりです。

| | | | |
|------|-----------------|----|-------|
| 始業 | 午前 8時30分 | 終業 | 午後 5時 |
| 休憩時間 | 正午から午後1時まで（1時間） | | |

| | |
|-------|------------------------|
| 交代勤務制 | 午前 8時30分～午後5時（内、休憩1時間） |
| | 午後 4時30分～午前1時（内、休憩1時間） |
| | 午前12時30分～午前9時（内、休憩1時間） |

患者さまの要望に対応するためなど、業務の都合によっては、始業時刻や終業時刻を変更することがあります。その場合には事前に皆さんに連絡することとしますので、ご協力をお願いします。また、忙しい時期などは残業をお願いすることがあります。



シフトの組み方は？

シフトは毎月1日を起算日として、原則1月ごとに組んでいきます。そのうち「1週1日休日の週」と「1週2日休日の週」がありますが、1月を平均して1週間当たりの勤務時間が40時間を超えないようにシフトを組んでいきます。休日についてはルールブック7ページを参照してください。

休日に関するルール

休日は、**①日曜日 ②国民の祝日 ③夏休み(8/13-16) ④年末年始** になります。それとは別に、学会などでクリニックが休日を指定することがありますが、この場合には毎月 16 日までに皆さんにお知らせします。



所定休日と法定休日の違いって何？

所定休日とはクリニックが任意に定めた休日のことです。**法定休日**とは法律で定められた休日のことをいいます。具体的には、木曜日から始まる1週間に1回または4週を通して4回の休日です。(日曜日や国民の祝日だからといって、法定休日ではありません。)

例えば当番医などの場合、この法定休日に出勤することになった場合は、休日出勤扱いとなり、35%増の給料が加算されます。ただし、同じ週に祝日があったり、代休で休むことができた場合には通常の出勤扱いになります。

ただし、通常連続して休みなく勤務することはありませんので、この法定休日に該当するケースはありません。

有給休暇に関するルール

病気やケガがまた休養を取りたいときなど、仕事を休むときは年次有給休暇制度があります。ただし、急に休む場合や何日も休むような場合は、患者さまや他の同僚に迷惑が掛かってしまいます。ルールと節度を守って取得するようにしましょう。



労使で取り決めた残業に関する協定とは？

残業の限度時間は労使間の協定で1月40時間、年間で360時間が限度となっています。これは、限度時間までは残業しても良いということではなく、これ以上行うことは協定違反になってしまうということです。1月に45時間を超えるような残業は、睡眠不足を招き、健康に障害をきたす恐れもあります。

残業代の計算方法

時間外労働割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヵ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

深夜の残業割増賃金

（午後10時から午前5時までの間に残業した場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヵ月平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{深夜時間外労働時間数}$$

（※詳しくは、賃金規程第24条参照）

決して残業をしてはいけないということではありません。残業をしたくなくても、残業をしなくては仕事が回らないことも多いと思います。